

## 富山市集団回収活動業者報償金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山市集団回収活動報償金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第3項に規定する業者（以下「業者」という。）となり、同条第1項に規定する資源物（以下「資源物」という。）の引渡しを受けるために必要な事項を定め、業者に報償金（以下「業者報償金」という。）を交付し、同条第3項に規定する集団回収活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(名簿登録)

第2条 業者は、集団回収活動に携わる年度ごとに、あらかじめ市長に富山市集団回収活動業者名簿登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 営業概要（様式第2号）（法人登記簿の写しでも可）
- (2) 集団回収活動業者登録基準確認書（様式第3号）
- (3) 納税証明書（市税について未納がないことを証明するもの）
- (4) その他適宜必要と認められる書類

2 市長は申請内容を審査の上、適当と認めたときは、集団回収活動が実施される年度ごとに作成する富山市集団回収活動業者登録名簿（以下「業者名簿」という。）に登録するものとする。

3 業者名簿に登録された業者は、登録事項に変更が生じたとき、又は集団回収活動に伴う資源物の引取りを行えなくなったときは、速やかに富山市集団回収活動業者変更・廃止届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、社会的に著しく信用を失墜する行為があったとき、その他特に必要があると認めたときは、業者の登録を取り消すことができる。

(資源物の引渡し等)

第3条 業者は、資源物を要綱第2条第4項に規定する実施団体（以下「実施団体」という。）から引渡しを受けるものとする。引渡しに際し、資源物を買う場合は実施団体と協議の上、価格を決定するものとする。ただし、紙類地区回収においては、資源物の引渡し以外の金品の授受は行わないものとする。

2 業者は、要綱第7条第2項に規定する富山市集団回収取引伝票に回収した資源物の重量等を記入し、実施団体に提出しなければならない。

3 業者は、業者報償金の交付対象であるかに関わらず、資源物を計量した際の計量伝票など、計量を証明する書類を市長に提出しなければならない。

(業者報償金の対象者)

第4条 業者報償金の交付対象となるのは、前条で規定する業者名簿に登録された業者とする。

(収集協力金の定義)

第5条 この要綱において「収集協力金」とは、業者報償金のうち、次条ただし書きで規定する市が搬入先を指定する品目に係るものをいう。

(業者報償金の対象業務)

第6条 業者報償金の交付の対象となる業務は、実施団体が回収した資源物を引取る業務とする。ただし、布類(衣類のみ)及び紙製容器包装については、市が指定する施設へ搬入するものとする。

(業者報償金の額)

第7条 業者報償金の額は、別表の左欄に掲げる資源物の重量に、同表の右欄に掲げる金額を乗じたものとする。この場合、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 市長は、前項に規定する業者報償金の額について、市況の変動等を考慮し、必要に応じて改定することができる。

(業者報償金の申請)

第8条 業者は、富山市集団回収活動業者報償金交付申請書(様式第5号)に、富山市集団回収取引伝票総括表(様式第6号)及び資源物を計量した際の計量伝票など、計量を証明する書類を添付のうえ、次の各号に掲げる回収区分について、当該各号に定める日までに市長へ提出するものとする。

- |     |                |        |
|-----|----------------|--------|
| (1) | 4月から 6月までの回収分  | 7月10日  |
| (2) | 7月から 9月までの回収分  | 10月10日 |
| (3) | 10月から12月までの回収分 | 1月10日  |
| (4) | 1月から 3月までの回収分  | 3月 末日  |

2 古紙の収集に対する報償金の交付を受けようとする業者は、富山市集団回収活動業者報償金交付申請書(様式第5号)に、富山市集団回収取引伝票総括表(様式第6号)及び計量を証明する書類を添付のうえ、次の各号に定める日までに市長に提出するものとする。

- (1) 4月から9月までの回収分 10月 末日  
(2) 10月から3月までの回収分 3月 末日

(業者報償金の交付等)

第9条 市長は前条の申請内容を審査し、相当と認めるときは、業者報償金を交付するものとする。

2 市長は、業者報償金の交付に伴い、業者が不正を行った場合には、交付した業者報償金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第10条 市長は、業者に対し、業者報償金の交付に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、業者報償金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、名称を「富山市資源集団回収及び紙類地区回収業者報償金交付要綱」から「富山市集団回収活動業者報償金交付要綱」に改め、平成27年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、この改正前の要綱で定めた様式を使用しても差し支えないものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

対象となる資源物	金額（1キログラムにつき）
紙製容器包装	7.5円
布類(衣類のみ)	15.0円
古紙 ただし、紙製容器包装を除く	別に定める基準による

様式第1号（第2条関係）

年度富山市集団回収活動業者名簿登録申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

住 所  
業 者 名  
電 話 番 号  
代表者の職名及び氏名

集団回収活動の業者として登録いたしたく、富山市集団回収活動業者報償金交付要綱第2条第1項の規定により申請します。

事務担当者			
従業員数			
取扱品目	・新聞 ・雑誌（雑紙） ・段ボール ・牛乳パック ・布類(衣類のみ) ・スチール缶 ・アルミ缶		
紙類地区回収への対応	可 能 ・ 不 可 能		
所有車両		最大積載量	
	パッカー車	2,000kg ～2,500kg	台
		2,501kg ～3,500kg	台
		3,501kg ～	台
	平ボディ車	～2,000kg	台
		2,001kg ～5,000kg	台
		5,001kg ～10,000kg	台
		10,001kg ～	台
	ダンプ	～2,000kg	台
		2,001kg ～5,000kg	台
		5,001kg ～10,000kg	台
		10,001kg ～	台
	その他回収に使用する車両		

※ 紙類地区回収の取扱品目は、新聞、雑誌（雑紙）、段ボール、紙製容器包装の4品目全て

営 業 概 要

	住 所 (事業所所在地)	
	氏 名 (法人名)	
	代表者名	
	電 話	
	F A X	
事 業 概 要	設立年月日	
	事業種目 (古紙回収業等)	

## 集団回収活動業者登録基準確認書

- (1) 富山市内に事務所又は事業所を有すること。
- (2) 実施団体が回収した資源物を引き取り、確実に再資源化することができる施設へ搬入すること。
- (3) 集団回収活動に係る事務を遅滞なく行うことができること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 紙類地区回収にかかる資源物の引取りについて実施団体等との金品の授受は行わないこと。
- (6) その他、登録にあたり不適當な事由がないこと。

### 資源物の搬入予定先

品 目	搬 入 先 （ 所 在 地 ）	

※ 搬入先が指定されているものを除く

年 月 日

上記の登録基準を確認し、「富山市集団回収活動業者報償金交付要綱」、「富山市集団回収活動報償金交付要綱」を遵守し、適正に履行します。

また、上記の登録基準に違反した場合は、登録の取り消しを了承します。

住所（所在地）

氏名（法人名）

代 表 者 名

様式第4号（第2条関係）

年度富山市集団回収活動業者変更・廃止届出書

年 月 日

（宛先）富山市長

住 所  
業 者 名  
電 話 番 号  
代表者の職名及び氏名

富山市集団回収活動業者名簿登録事項について、（変更・廃止）しましたので、富山市集団回収活動業者報償金交付要綱第2条第3項の規定により届出書を提出します。

	新	旧
変更した事項の内容		
廃止又は変更の年月日	年 月 日	
廃止又は変更の理由		

様式第5号（第8条関係）

富山市集団回収活動業者報償金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

住 所  
業 者 名  
電 話 番 号  
代表者の職名及び氏名

年 月から 年 月までの集団回収活動の実施により、次のとおり回収しましたので、富山市集団回収活動業者報償金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

申請額 \_\_\_\_\_ 円

資源物名	価格（円/kg）	回収量（kg）	報償金（円）
合 計			

添付書類

- ・富山市集団回収取引伝票総括表（様式第6号）
- ・計量伝票など計量を証明する書類

様式第5号（第8条関係）

富山市集団回収活動業者報償金交付申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

住 所  
業 者 名  
電 話 番 号  
代表者の職名及び氏名

年 月から 年 月までの集団回収活動の実施により、次のとおり回収しましたので、富山市集団回収活動業者報償金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

申請額 \_\_\_\_\_ 円

資源物名	価格 (円/kg)	回収量 (kg)	報償金 (円)
紙製容器包装			
合 計			

添付書類

- ・ 富山市集団回収取引伝票総括表（様式第6号）
- ・ 計量伝票など計量を証明する書類

様式第5号（第8条関係）

## 富山市集団回収活動業者報償金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

住 所  
業 者 名  
電 話 番 号  
代表者の職名及び氏名

年 月から 年 月までの集団回収活動の実施により、次のとおり回収しましたので、富山市集団回収活動業者報償金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

記

申請額 \_\_\_\_\_ 円

（資源集団回収・紙類地区回収・特定収集困難地区回収）

資源物名	回収量（kg）	報償金単価（円）	報償金（円）
新聞			
雑誌（雑紙）			
段ボール			
合 計			

添付書類

- ・富山市集団回収取引伝票総括表（様式第6号）
- ・計量伝票など計量を証明する書類の写し

回収業者名

実施団体名	実施日	品 目 別 数 量 (kg)								報償金 (円)
		古 紙		牛乳パック	布類 (衣類のみ)	スチール缶	アルミ缶	紙製 容器包装	計	
		新聞	雑誌 (雑紙)							
	月 日									
	月 日									
	月 日									
	月 日									
	小 計									
	月 日									
	月 日									
	月 日									
	月 日									
	小 計									
	月 日									
	月 日									
	月 日									
	月 日									
	小 計									
	月 日									
	月 日									
	月 日									
	月 日									
	小 計									
合	計									

※ 紙類地区回収の取扱品目は、新聞、雑誌 (雑紙)、段ボール、紙製容器包装の4品目全て

富山市集団回収取引伝票総括表（ 月～ 月分）

（資源集団回収・紙類地区回収・特定収集困難地区回収）					回収業者名	
実 施 団 体 名	実 施 日	古 紙 (kg)			計	報 償 金 (円) ※記入しないでください
		新聞	雑誌 (雑紙)	段ボール		
	月 日					
	月 日					
	月 日					
	月 日					
	小 計					
	月 日					
	月 日					
	月 日					
	月 日					
	小 計					
	月 日					
	月 日					
	月 日					
	月 日					
	小 計					
	月 日					
	月 日					
	月 日					
	月 日					
	小 計					
合 計						

※ 報償金の交付対象となる品目は、新聞、雑誌（雑紙）、段ボールの3品目のみ。  
 ※ この総括表は資源集団回収、紙類地区回収、特定収集困難地区回収ごとに記載すること。